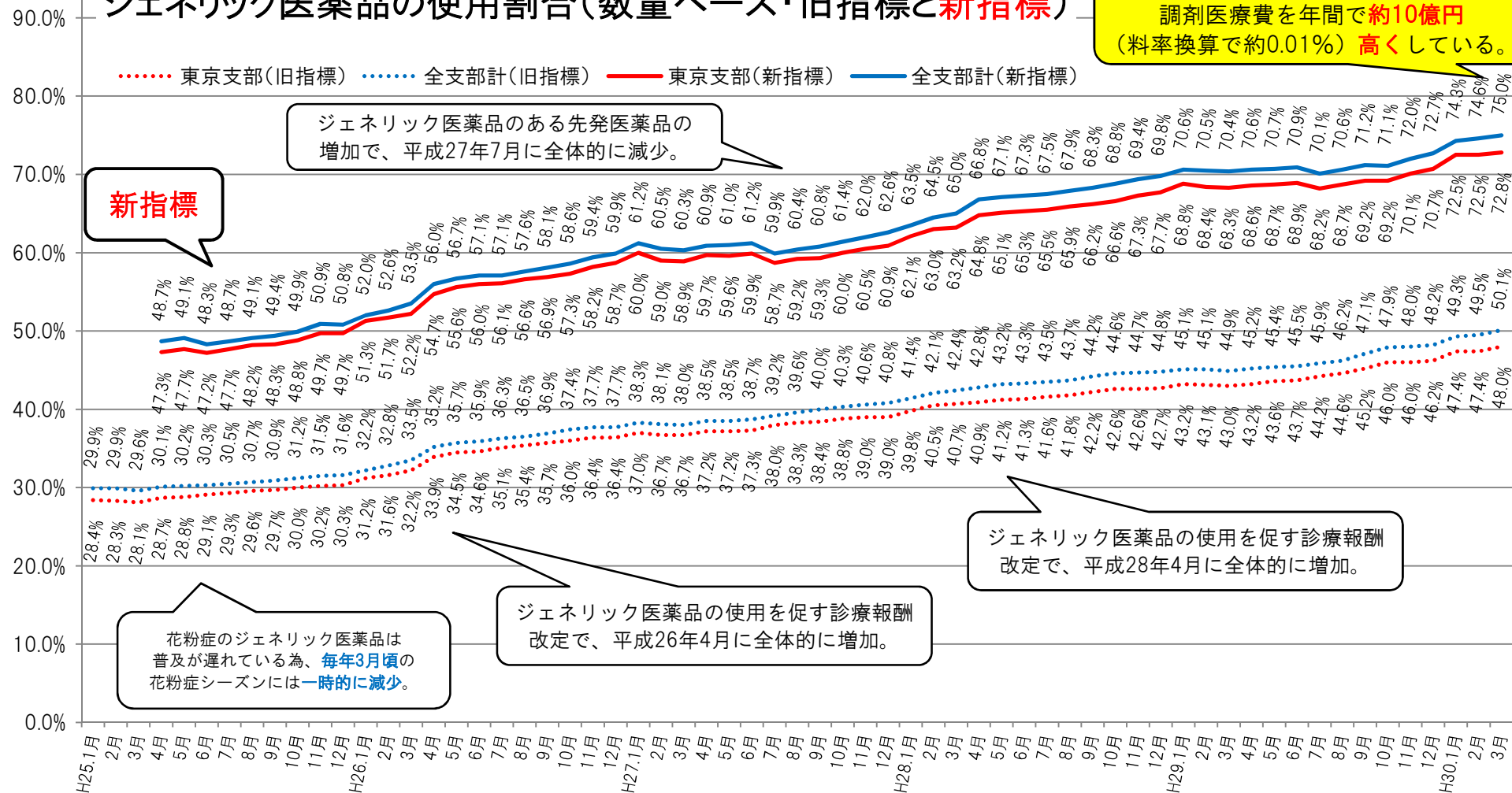


ジェネリック医薬品の使用割合(数量ベース・旧指標と新指標)

東京は全国より約2%低いことで、
調剤医療費を年間で約10億円
(料率換算で約0.01%) 高くしている。



注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。

注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量。

注3. 旧指標については、平成24年4月より後発医薬品(数量ベース)の算出から、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤を除外したことに合わせ、平成24年3月以前も同様の条件で算出し直した。これにより、従前の算定方法よりもジェネリック医薬品使用割合が2%程度高くなっている。

注4. 「新指標」は、 $\frac{\text{後発医薬品の数量}}{[\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}]}$ で算出。

医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。速報値。

